

交渉（全労働省労働組合神奈川支部）議事概要（令和7年12月4日）

神奈川労働局長（当局）は、令和7年12月4日（木）、全労働省労働組合神奈川支部長（全労働）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 定員増員を継続し、行政サービスをさらに向上させ、労働者・国民の期待に応える労働行政体制の確立を求めます。
- 2 非常勤職員、再任用職員等の処遇改善について、その実現を求めます。
- 3 職員の賃金・昇格についての改善、職務に見合った公正な賃金水準の確保を求めます。

【当局】

- 1 労働行政体制の確立は極めて重要な課題であると認識しており、本省や関係機関に対して神奈川労働局の実情を繰り返し訴えていくとともに、体制整備などを一層進めてまいりたい。
- 2 非常勤職員及び再任用職員は、常勤職員とともに第一線の業務を支えていただいているところであり、その処遇改善については、今後においても本省や関係機関に対して要望してまいりたい。
- 3 賃金・昇格については、職員の労働条件のうち最も重要な事項であり、職務内容を踏まえた適切なものでなければならないと考えている。このため、引き続き本省や関係機関への働きかけを行ってまいりたい。

また、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力を維持していく観点から、職務に見合った公正な賃金水準が確保されるよう今後も本省や関係機関への働きかけを行ってまいりたい。